

第7次三重県医療計画の中間見直しについて

1 中間見直しの考え方

(1) 中間見直しについて

第7次三重県医療計画（平成30年度～令和5年度）については、計画期間が6年間となったことに伴い、在宅医療その他必要な事項について、中間見直しとして、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとされています（医療法第30条の6）。

今回の医療計画の中間見直しに当たっては、厚生労働省から「医療計画作成指針」（以下「指針」という。）の改正通知が発出されており、5疾病5事業及び在宅医療に関して中間見直しで検討すべき内容が示されています。

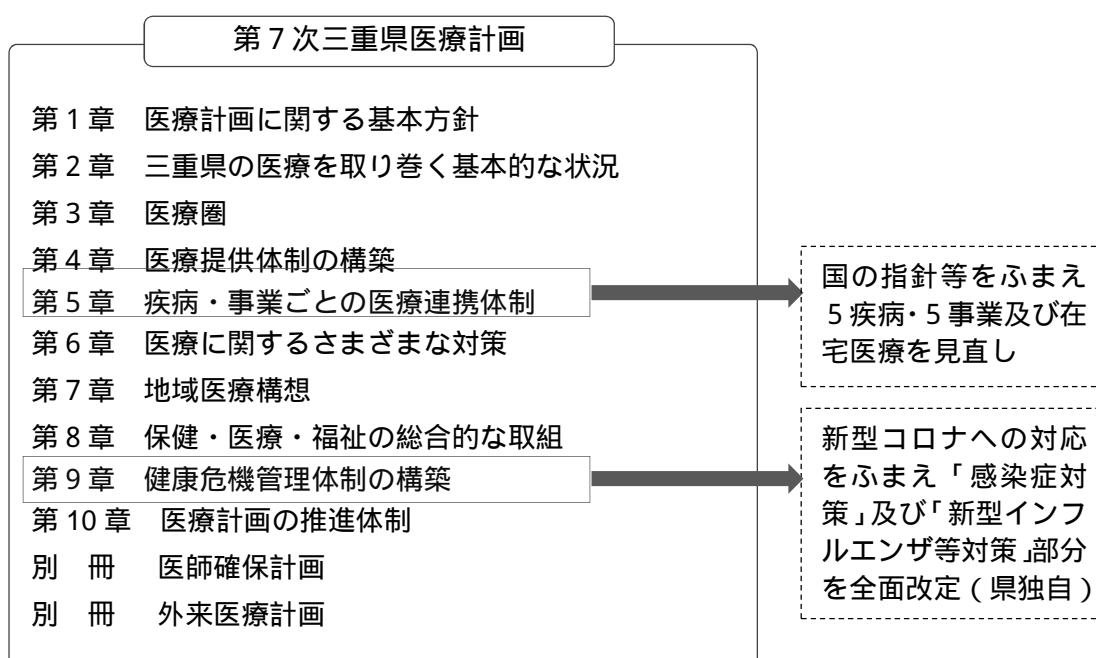
(2) 具体的な見直しの考え方

県としては、国の指針の改正をふまえ、可能な限り、令和2年度中に、医療計画の中間見直しを実施することとします。

2 中間見直しの内容

改正後の指針においては、5疾病・5事業及び在宅医療に関して、指標の修正・追加などが行われており、これらの指針の改正内容をふまえた見直しを中心となります。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、感染症等の医療提供体制における課題が顕在化したことをふまえ、感染症対策及び新型インフルエンザ等対策についても県独自で見直しを検討していきます。



3 中間見直しの検討体制

計画全体については三重県医療審議会で検討を行い、5 疾病・5 事業及び在宅医療に関しては、三重県がん対策推進協議会などの関係部会等において、専門的な見地から協議を進めていきます。

事 項		検討体制
計画全体		医療審議会
5 疾 病	がん	がん対策推進協議会
	脳卒中	脳卒中医療福祉連携懇話会
	心筋梗塞等の心血管疾患	心筋梗塞等対策懇話会
	糖尿病	糖尿病対策懇話会
	精神疾患	精神保健福祉審議会
5 事 業	救急医療	医療審議会救急医療部会
	災害医療	医療審議会災害医療対策部会
	へき地医療	地域医療対策協議会
		へき地医療支援連絡調整会議
	周産期医療	医療審議会周産期医療部会
小児救急を含む小児医療	小児医療懇話会	
在宅医療		在宅医療推進懇話会
感染症対策等		新型コロナウイルス感染症対策協議会

4 スケジュール

各審議会等については、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、書面開催、オンライン開催も検討していきます。ただし、感染の拡大状況や感染拡大防止に向けた対応状況等によって、各審議会等の開催自体が困難となる場合は、スケジュールを来年度以降に後ろ倒しすることも検討します。

令和2年10月～11月	5 疾病・5 事業、在宅医療及び感染症対策等に係る審議会等（中間案の検討）
12月	医療審議会（中間案の審議） パブリックコメントの実施、市町・保険者への意見照会
令和3年2月～3月	5 疾病・5 事業、在宅医療及び感染症対策等に係る審議会等（最終案の検討）
3月	医療審議会（最終案の諮問）
3月末	中間評価報告書の策定、厚生労働省への報告